

「第一回全国情報公開度ランキング」調査結果

全国市民オンブズマン連絡会議

この調査結果についてのお問い合わせ（2月3日まで）

全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 高橋利明（03 3263 1081）

事務局長 新海 聡（052 953 7800）

仙台市民オンブズマン事務局 庫山恒輔（022 227 9900）

「第一回全国情報公開度ランキング」調査結果

全国市民オンブズマン連絡会議

1 調査日、調査方法等の概要

当連絡会議では、自治体の情報公開制度が使いやすくなっているか、市民が知りたい情報はどの程度開示されているかをチェックするため、全国一斉に情報公開請求を行いました。実施日は昨96年10月15日で、都道府県、政令市に対し公開請求を行ったものです。請求を行った対象部署は、都道府県については土木部管理課、政令市については人事部総務課です。請求した資料は、92年から96年までの5年間の懇談会費と出張旅費の経理関係書類です（但し、資料請求は、懇談会費については各年の3月分、出張旅費については各年の1月分だけ）。

96年10月15日に一斉請求を行った都道府県数は37ですが、その前後に接して行った数を含めると42となります。それ以外の5県については、情報公開担当の窓口にお問い合わせを行い、過去の調査資料等を参考として調査・判定を行いました。

2 点検項目等

「懇談会費」については懇談開催の場所や出席者名が開示されているか、「出張旅費」については、出張者名・出張目的の記載や復命書が開示されているかなど数項目について点検し、各項目の開示度を点数化しました。

採点項目と配点は別表6の通りですが、上記の項目については開示度をプラスの得点で表すほか、「情報隠し」「手数料徴収」「情報公開条例の未制定」などの事情がある時は、減点を行うこととし、どこの自治体が情報公開に対して積極的であるか、消極的であるかを、市民・利用者の側から採点したものです。いわば、各自治体の情報開示度の「通信簿」です。

採点は統一した基準と判断で行う必要があるため、仙台市民オンブズマンに集中して作業を行いましたが、中間の集約結果を各地の市民オンブズマンに戻し、意見を求めて修正・調整等を行いました。

3 調査結果

今回の判定に際して対象となった資料は、主として95年度分（96年1月と3月分）のものです。

- 1) 95年度都道府県の情報公開ランキングは「別表1」の通りです。
- 2) 同じく、「懇談会費」並びに「出張旅費」の情報公開度ランキングは「別表2」、「懇談会費」だけのもの、「出張旅費」だけのものは、それぞれ「別表3」と「別表4」の通りです。
- 3) 総合ランキングの判定の基礎となった採点の詳細結果は「別表5」の通りです。
- 4) その各調査項目の配点、採点基準は「別表6」の通りです。

4 調査結果のあらまし

- 1) 総合点の最上位は宮城、最下位は山形でした。72点と11点でした。平均点は42.3点でした。限られた調査項目ですが、自治体の情報開示度は極めて低いといわざるをえません。以下に若干の分析を付します。
- 2) 総合点で上位の5つの自治体は、後記 の通り宮城、沖縄、徳島、岡山、岩手(60点以上)でしたが、情報開示の透明度でみると、宮城、岡山、高知、北海道の順です。宮城と岡山は情報の開示度では満点(注)、高知が懇談等の相手方の氏名は開示しないが所属等は開示されており、復命書の記載は不十分ですが他と比較すると開示状況はよい方になります。沖縄、徳島、岩手は、情報の開示度は高いとはいえないのですが、総合点でこれらを上位に押し上げたのはコピー代が20円ないし15円で他より低額であったからです。
- 3) 懇談会(官官接待等)等で、接待側・被接待側、会場名のすべてを開示しないのは後記 の29県です。まだ、多くが料亭などの接待会場さえ明らかにしておりません。これらの県では、懇談を行ったこととその出席者の人数、そして金額等しか判明しません。透明度は著しく低い。山形県などは「開催日」まで開示しません。ここまで隠すというのは、おそらく明らかにできないそれなりの理由があるのでしょう。

注 岡山はこれまで情報公開条例が制定されていず、かつ「食糧費」は全面非開示でした。昨年10月1日の条例施行で今回はじめて「食糧費」が開示されました。請求資料は条例施行後のものですから(過去分については「任意開示」、今回のものは「参考値」とされるべきでしょう。

- 4) 出張旅費関係についてみると、出張者の名前さえ明らかにしないというのは、後記 の16の県です。この16の県は、懇談関係でも、出席者、会場を開示していません。つまり、公務で出張している自庁職員の名前さえ明らかにしない自治体は、他の項目でも著しく透明度が低いということです。県幹部の情報公開制度や民主主義に対する理解・素養が欠けている県だということでしょう。

このグループ(16の県)は、透明度の最も低いグループを構成しており、千葉をのぞくと、いずれも最下位から14番目までを独占し、少し点の高い群馬でも下から17番目です。山形、静岡、佐賀、山梨が総合点で最悪グループをつくり一段と点が低い(10点台)のですが、これは、山形が条例未制定のため、静岡が手数料徴収のため、佐賀と山梨が窓口対応の悪さ(前者は「窓口での受付拒否」、後者は「審査会の答申無視」など)のために減点となっているからで、情報の開示度という点では、これらの県にはさほどの差がありません。千葉が開示度が低いのに中位グループに浮上したのはコピー代が10円で、他県よりかなり安かったからです。九州地区の開示度の低さが目立ちます。

- 5) 東京の情報開示度は中位なのに、総合点で最下位グループに属しています。これは接待1件の情報公開請求ごとに200円もの「手数料」を徴収し、かつコピー代が高いこと、さらに請求から公開までの期間が2ヶ月以上もかかっているなど、市民の情報公開請求に対して高いハードルを設けているからです。首都東京で公開制度をこのように使いにくいものになっているのは極めて残念なことです。

5 情報隠し“お国自慢”

- 1) 積極的な情報隠しや条例の歪曲などがある場合には、マイナス点を付すことにしましたが、各地の情報隠し“お国自慢”の内容をご紹介します。

秋田では、市民からの情報公開請求に対して、都合の悪い情報を隠すため多数回にわたり文書を改竄して開示しました。これは明らかに犯罪です。マイナス10点では少ないくらいですが最大限なので。

滋賀では、「業務の円滑を阻害する」として非開示にした県の処分を裁判所が取消して開示を命ずる(96、5)と、今度は「プライバシー保護」を理由に新たな非開示処分(96、6)を行いました。司法の無視だけではありません。こうした姿勢が許されるなら次から次へ非開示のカードを切ることができ、公開制度は無に帰してしまいます。

高知では、市民からの請求に対して、改竄した文書を提出した濃厚な疑惑があります。また、情報公開審査会の答申に従わないのです。

佐賀では、議会関係の文書になると、窓口では「文書の不存在」を強調し、申請自体を受け付けようとしません。また、請求を細分化させ、多数の請求書を作らせるので受付に2時間30分かかりました。こんなに面倒なら請求をやめようとするのが普通です。窓口はこれを狙っているのだしょう。以上のケースは、マイナス10点としました。

- 2) これほどひどいものではないのですが、次のような事例もあります。

請求にかかる文書を隠匿しただけでなく、文書保存期間中であるにもかかわらず文書を破棄した(北海道)。公文書の保存期間が5年と決められているのに、「出席者名簿」は付属文書と勝手に決めて随時捨ててしまう(鹿児島)。現に鹿児島オンブズマンが、今回10月に請求したら同年3月の懇談会の出席者名簿は既に廃棄されていた。

今回の調査を意識してか、普段は非開示としている文書を今回だけは開示した。その後同じ文書を公開請求したら、やはり非開示でした(福島)。思わず苦笑をしてしまいましたが、こんなことで私たちはだまされません。また、情報公開審査会の開示相当の意見に従わず、非開示処分とした例もあります(埼玉)。行政は自分のつくったルールにも従わないのです。

条例施行前の文書について、条例には「任意開示」となっていて開示の道が開かれているのに、事実上は開示をしない例があちこちにてでています(石川 岐阜 奈良 岡山)。これも条

例の趣旨を曲げているのです。その間に文書の書式を変更したり、破棄したりする可能性を否定できません。

文書保管期間を意図的に短くした上、1日でも期間を経過すると「廃棄文書」として開示を拒む（大阪）。1日すぎて文書を破棄しているはずがないのに「廃棄文書」になるのです。極めて狡猾です。公文書であるにもかかわらず、私文書だといって開示請求に応じないというのもあります（香川）。

3) 以上のケースはマイナス7点としました。情報公開審査会の答申に従うと知事が意思表示したのに、審査会が示した公開基準に従わず非開示とした（山梨）例などもこれらに準ずるといえるでしょう（マイナス5点）。知事がうそつきなのか、あるいは職員を動かす能力がないのか。どちらなのでしょう。

6 むすび

私たちは、自治体職員がいかに情報公開を恐れ、いやがっているかの一端を知りました。それだけ、市民に知られては困る臭いものが庁舎の奥にあるのではないのでしょうか。そう思わずにはいられません。

北海道、秋田、宮城、群馬、東京、三重、福岡、鹿児島では相次いで巨額のカラ接待やカラ出張の事実が摘発されました。私たちの統一行動日である昨年10月15日には、福岡をのぞいて、これらの不正経理が明らかになっていました。しかし、宮城をのぞくとこれらの都県では依然として情報公開への新たな改善がみられませんでした。住民に謝罪をし反省をして使い込み金の弁済までしたのにです。東京などで96年4月以降については、官官接待の原則廃止や全面公開などの改善はあるものの、過去分については非開示のままとなっています。つまり、「臭いものにふた」のままの改善なのです。汚れた部分を覆い隠したままの、言葉だけの謝罪や反省では、失った住民の信頼を取り戻すことは無理でしょう。

情報公開法が制定されようという昨今です。行政情報は住民のものであること、情報隠し・情報の不開示の裏には必ず腐敗と腐臭があることを知事も幹部職員も認識してもらいたいものです。早速、庁内を改められ、せめて宮城県程度の改善を早急に行ってもらいたいものです。

いくつかのグループ分け

上位5（60点以上）

宮城72、沖縄70、徳島66、岡山63、岩手62。

最下位とその仲間たち（40点未満）

山形11、静岡13、佐賀16、山梨17、愛知23、岐阜23、大分23、熊本24、栃木25、福岡25、長崎25、宮崎25、山口27、鹿児島32、東京34、香川36、秋田

37、群馬37。(18都県)

懇談の双方の出席者、会場を開示しない

青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、和歌山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島。
(29県)

出張者の氏名を開示しない

山形、栃木、群馬、千葉、山梨、岐阜、静岡、愛知、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島。(16県)

この調査結果についてのお問い合わせ(2月3日まで)

全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 高橋利明(03 3263 1081)

事務局長 新海 聡(052 953 7800)

仙台市民オンブズマン事務局 庫山恒輔

(022 227 9900)

第一回情報公開度ランキング・順位表（都道府県） 別表1

順位	都道府県名	100点換算 (得点合計 / 126)	合計ポイン ト・満点 =126点	備考(食糧費、旅費)
1	宮城	72	91	
2	沖縄	70	88	とも情報公開窓口調査
3	徳島	66	83	
4	岡山	63	79	は開示決定書と県の回答
5	岩手	62	78	95年度東京事務所 同年土木事務所
6	千葉	59	74	
6	鳥取	59	74	
8	奈良	56	70	は95年度東京事務所 は96年度監査委員事務局
8	島根	56	70	
10	新潟	55	69	
10	石川	55	69	
12	福井	54	68	93年度財政課 94年度監査委員事務局
12	愛媛	54	68	
14	北海道	53	67	
14	茨城	53	67	
16	大阪	52	66	
16	和歌山	52	66	
18	神奈川	52	65	
19	広島	50	63	
20	福島	48	61	93年度秘書課 土木検査課
20	高知	48	61	
22	埼玉	48	60	
22	兵庫	48	60	
24	滋賀	45	57	
25	三重	44	56	
26	青森	41	52	
26	富山	41	52	
28	長野	40	50	94年度財政課 95年度建設事務所
28	京都	40	50	
30	秋田	37	47	
31	群馬	37	46	
32	香川	36	45	
33	東京	34	43	
34	鹿児島	32	40	
35	山口	27	34	
36	福岡	26	33	
37	長崎	25	32	とも情報公開窓口調査
37	宮崎	25	32	
39	栃木	25	31	
40	熊本	24	30	
41	岐阜	23	29	は95年度東京事務所
41	愛知	23	29	
41	大分	23	29	
44	山梨	17	22	
45	佐賀	16	20	
46	静岡	13	17	
47	山形	11	14	
	平均	42	53	

(注) 100点換算の得点が同一の場合は獲得ポイント数で順位を決定した。

都道府県（懇談会+出張旅費）公開度順位表

別表2

順位	都道府県名	食糧費 関係点数	出張旅費 関係点数	食糧費・旅費 の合算点数	備考（食糧費、旅費）
1	宮城	38	38	76	
1	岡山	38	38	76	は開示決定書と県の回答
3	高知	33	28	61	
4	北海道	22	38	60	
5	新潟	31	28	59	
6	沖縄	20	38	58	とも情報公開窓口調査
6	愛媛	20	38	58	
6	福井	30	28	58	93年度財政課 94年度監 査委員事務局
9	鳥取	18	36	54	
10	岩手	15	38	53	95年度東京事務所 同年 土木事務所
10	和歌山	15	38	53	
10	広島	15	38	53	
13	埼玉	14	38	52	
13	滋賀	24	28	52	
15	島根	23	28	51	
16	徳島	10	38	48	
16	東京	10	38	48	
18	奈良	9	38	47	は95年度東京事務所 は 96年度監査委員事務局
18	茨城	9	38	47	
18	香川	19	28	47	
21	石川	18	28	46	
22	神奈川	7	38	45	
22	兵庫	17	28	45	
24	富山	16	28	44	
25	福島	5	38	43	93年度秘書課 土木検査 課
25	大阪	15	28	43	
27	秋田	14	28	42	
28	三重	13	28	41	
29	長野	12	23	35	94年度財政課 95年度建 設事務所
30	千葉	16	18	34	
30	群馬	16	18	34	
32	青森	9	24	33	
33	京都	7	23	30	
34	山口	16	8	24	
35	大分	15	8	23	
35	福岡	19	4	23	
37	鹿児島	14	8	22	
37	静岡	14	8	22	
37	宮崎	19	3	22	
40	熊本	13	8	21	
40	岐阜	13	8	21	は95年度東京事務所
40	愛知	13	8	21	
43	佐賀	12	8	20	
44	山形	15	4	19	
45	長崎	9	8	17	とも情報公開窓口調査
45	山梨	14	3	17	
47	栃木	3	8	11	
	平均	16	24	41	

順位	都道府県名	食糧費関係満点=38点	備考（食糧費、旅費）
1	宮城	38	
1	岡山	38	は開示決定書と県の回答
3	高知	33	
4	新潟	31	
5	福井	30	93年度財政課 94年度監査委員事務局
6	滋賀	24	
7	島根	23	
8	北海道	22	
9	沖縄	20	とも情報公開窓口調査
9	愛媛	20	
11	香川	19	
11	福岡	19	
11	宮崎	19	
14	鳥取	18	
14	石川	18	
16	兵庫	17	
17	富山	16	
17	千葉	16	
17	群馬	16	
17	山口	16	
21	岩手	15	95年度東京事務所 同年土木事務所
21	和歌山	15	
21	広島	15	
21	大阪	15	
21	大分	15	
21	山形	15	
27	埼玉	14	
27	秋田	14	
27	鹿児島	14	
27	静岡	14	
27	山梨	14	
32	三重	13	
32	熊本	13	
32	岐阜	13	は95年度東京事務所
32	愛知	13	
36	長野	12	94年度財政課 95年度建設事務所
36	佐賀	12	
38	徳島	10	
38	東京	10	
40	奈良	9	は95年度東京事務所 は96年度監査委員事務局
40	茨城	9	
40	青森	9	
40	長崎	9	とも情報公開窓口調査
44	神奈川	7	
44	京都	7	
46	福島	5	93年度秘書課 土木検査課
47	栃木	3	

都道府県部門別（出張旅費）・順位表 別表4

順位	都道府県名	出張旅費関係（小計） （38点）	備考（食糧費、旅費）
1	宮城	38	
1	岡山	38	は開示決定書と県の回答
1	北海道	38	
1	沖縄	38	とも情報公開窓口調査
1	愛媛	38	
1	岩手	38	95年度東京事務所 同年土木事務所
1	和歌山	38	
1	広島	38	
1	埼玉	38	
1	徳島	38	
1	東京	38	
1	奈良	38	は95年度東京事務所 は96年度監査委員事務局
1	茨城	38	
1	神奈川	38	
1	福島	38	93年度秘書課 土木検査課
16	鳥取	36	
17	高知	28	
17	新潟	28	
17	福井	28	93年度財政課 94年度監査委員事務局
17	滋賀	28	
17	島根	28	
17	香川	28	
17	石川	28	
17	兵庫	28	
17	富山	28	
17	大阪	28	
17	秋田	28	
17	三重	28	
29	青森	24	
30	長野	23	94年度財政課 95年度建設事務所
30	京都	23	
32	千葉	18	
32	群馬	18	
34	山口	8	
34	大分	8	
34	鹿児島	8	
34	静岡	8	
34	熊本	8	
34	岐阜	8	は95年度東京事務所
34	愛知	8	
34	佐賀	8	
34	長崎	8	とも情報公開窓口調査
34	栃木	8	
44	福岡	4	
44	山形	4	
46	宮崎	3	
46	山梨	3	

平均

24

第一回全国情報公開度ランキング・都道府県 採点表

別表5		1.北海道	2.青森	3.岩手	4.宮城	5.秋田	6.山形	7.福島	8.茨城	9.栃木	10.群馬
1	懇談会側出席者の記載欄の存在・公開 (10点)	課長ほか 5	×	×人数のみ 3		××総人数のみ 10	×	×人数のみ 1	×人数のみ 1	××	×人数のみ 1
2	懇談会相手方省庁名等、肩書、氏名記載欄の存在・公開 (10点)	×	×	×人数のみ 3		××総人数のみ 10	×	×人数のみ 1	×人数のみ 1	××	×
3	懇談場所(債権者)の記載・公開 (5点)	×	×	×		×	×	×	×	×	×
4	懇談目的記載欄・公開 (3点)	一般的 2	×	×			×	×	一般的 1	×	
5	請求書の内訳の記載 (10点)		×					×		×	
	食糧費関係(小計)(38点)	10	0	10	10	10	10	0	3	0	10
6	出張者名の公開 (20点)						×			×	×
7	出張目的の記載 (3点)										
8	復命書の中身の公開 (15点)		ほとんど×				ほとんど×				
	出張旅費関係(小計)(38点)	38	24	38	38	28	4	38	38	8	18
9	コピー代 (40点)	36円 4	30	20	30	30	30	20	30	30	30
10	請求から開示までの期間 (10点)	21日 10	22	49	35	45	42	37	29	27	44
11	条例の運用・審査会答申への姿勢・窓口対応等 (-10)	文書破棄 -7	窓口説明なし -1			文書改竄・文書隠匿 -10		今回のみ出張者名開示 -7			公開窓口等の限定 -3
12	閲覧手数料 (-20点)										
13	情報公開条例の未制定(-20点)						-20				
	得点合計(126点)	67	52	78	91	47	14	61	67	31	46
	100点換算(得点合計/126)	53	41	62	72	37	11	48	53	25	37
	備考(食糧費、旅費)			95年度東京事務所 同年土木事務所				93年度秘書課 土木検査課			

第一回全国情報公開度ランキング・都道府県 採点表

		11.埼玉	12.千葉	13.東京	14.神奈川	15.新潟	16.富山	17.石川	18.福井	19.山梨	20.長野
1 懇談会県側出席者の記載欄の存在・公開		××	×人数のみ	部人	××総人数		×人数のみ	××		××	××
	(10点)	0	1	4	0	10	1	0	10	0	0
2 懇談会相手方省庁名等、肩書、氏名記載欄の存在・公開		××	×人数のみ	×人数のみ	××総人数	×	×人数のみ	××	×	××	××
	(10点)	0	1	1	0	3	1	0	3	0	0
3 懇談場所(債権者)の記載・公開		×債権者	×債権者	×			×			×債権者	×
	(5点)	2	2	2	5	5	2	5	5	2	2
4 懇談目的記載欄・公開					一般的				一般的		××
	(3点)	2	2	3	2	3	2	3	2	2	0
5 請求書の内訳の記載				×	×						
	(10点)	10	10	0	0	10	10	10	10	10	10
食糧費関係(小計)(38点)		14	16	10	7	31	16	18	30	14	12
6 出張者名の公開			×							×	
	(20点)	20	0	20	20	20	20	20	20	0	20
7 出張目的の記載											
	(3点)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
8 復命書の中身の公開										×	×
	(15点)	15	15	15	15	5	5	5	5	0	0
出張旅費関係(小計)(38点)		38	18	38	38	28	28	28	28	3	23
9 コピー代		30	10	B5・20 A4・25・ B4・40	30	30	30	20	30	30	30
	(40点)	10	30	15	10	10	10	20	10	10	10
10 請求から開示までの期間		36	21	65	23	51	66	21	63	62	32
	(10点)	5	10	0	10	0	0	10	0	0	5
11 条例の運用・審査会答申への姿勢・窓口対応等		答申に従わず					他の請求では 復命書非開示	条例施行前文 書非開示		不公正に公開 方針に従わず	
	(-10)	-7					-2	-7		-5	
12 閲覧手数料				200							
	(-20点)	0	0	-20	0	0	0	0			
13 情報公開条例の未制定(-20点)											
得点合計(126点)		60	74	43	65	69	52	69	68	22	50
100点換算(得点合計/126)		48	59	34	52	55	41	55	54	17	40
備考(食糧費、旅費)									93年度財政 課 94年度監 査委員事務局		94年度財 政課 95年 度建設事務所

第一回全国情報公開度ランキング・都道府県 採点表

	21. 岐阜	22. 静岡	23. 愛知	24. 三重	25. 滋賀	26. 京都	27. 大阪	28. 兵庫	29. 奈良	30. 和歌山
1 懇談会県側出席者の記載欄の存在・公開	××	××総人数のみ	××	××	肩書のみ	××	××	××	××	×人数のみ
(10点)	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1
2 懇談会相手方省庁名等、肩書、氏名記載欄の存在・公開	××	××総人数のみ	××	××	×人数のみ	××	××	××		×人数のみ
(10点)	0	0	0	0	3	0	0	0	4	1
3 懇談場所(債権者)の記載・公開	×	×債権者	×	×債権者		債権者	債権者		債権者	×債権者
(5点)	2	2	2	2	5	5	5	5	5	2
4 懇談目的記載欄・公開	×		×	×	×	一般的	××	一般的	××	×
(3点)	1	2	1	1	1	2	0	2	0	1
5 請求書の内訳の記載						×			×	
(10点)	10	10	10	10	10	0	10	10	0	10
食糧費関係(小計)(38点)	13	14	13	13	24	7	15	17	9	15
6 出張者名の公開	×	×	×							
(20点)	0	0	0	20	20	20	20	20	20	20
7 出張目的の記載										
(3点)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
8 復命書の中身の公開						×				
(15点)	5	5	5	5	5	0	5	5	15	15
出張旅費関係(小計)(38点)	8	8	8	28	28	23	28	28	38	38
9 コピー代	30	30	30	30	30	30	20	30	20	30
(40点)	10	10	10	10	10	10	20	10	20	10
10 請求から開示までの期間	33	42	58	31	31	17	21	44	17	33
(10点)	5	5	0	5	5	10	10	5	10	5
11 条例の運用・審査会答申への姿勢・窓口対応等	条例施行前文 書非開示		他の請求では 復命書非開示		判決に従わず 非開示		文書管理規定 の濫用的運用		条例施行前文 書非開示	公開度の後退
(-10点)	-7		-2		-10		-7		-7	-2
12 閲覧手数料		200								
(-20点)	0	-20	0	0	0	0	0	0	0	0
13 情報公開条例の未制定(-20点)										
得点合計(126点)	29	17	29	56	57	50	66	60	70	66
100点換算(得点合計/126)	23	13	23	44	45	40	52	48	56	52
備考(食糧費、旅費)	は95年度 東京事務所								は95年度 東京事務所 は96年度監 査委員事務局	

第一回全国情報公開度ランキング・都道府県 採点表

		31.鳥取	32.島根	33.岡山	34.広島	35.山口	36.徳島	37.香川	38.愛媛	39.高知	40.福岡
1	懇談会県側出席者の記載欄の存在・公開 (10点)	×人数のみ 1			×人数のみ 1	×人数のみ 1	××総人数のみ 0	×	×		×人数のみ 3
2	懇談会相手方省庁名等、肩書、氏名記載欄の存在・公開 (10点)	×人数のみ 1	×人数のみ 3		×人数のみ 1	×人数のみ 1	××総人数のみ 0	×	×		×人数のみ 5
3	懇談場所(債権者)の記載・公開 (5点)	債権者 5	×債権者 2		×債権者 2	×		×	×		×
4	懇談目的記載欄・公開 (3点)	×			×		一般的	×	一般的		×
5	請求書の内訳の記載 (10点)	10	10	10	10	10	3	10	10	10	10
	食糧費関係(小計)(38点)	18	23	38	15	16	10	19	20	33	19
6	出張者名の公開 (20点)					×					×
7	出張目的の記載 (3点)	年度によつては記載なし 1									
8	復命書の中身の公開 (15点)	15	5	15	15	5	15	5	15	5	ほとんど× 1
	出張旅費関係(小計)(38点)	36	28	38	38	8	38	28	38	28	4
9	コピー代 (40点)	20	30	20	40	20	15	30	10	30	35
10	請求から開示までの期間 (10点)	75	21	18	28	30	28	35	50	52	43
11	条例の運用・審査会答申への姿勢・窓口対応等 (-10点)		他の文書に懇談目的の記載なし -1	条例施行前の文書の非開示 -7				公文書の範囲の恣意的解釈 -7		濃厚な改竄疑惑等 -10	
12	閲覧手数料 (-20点)			200				場合により200 -10			
13	情報公開条例の未制定(-20点)						-20			-20	
	得点合計(126点)	74	70	79	63	34	83	45	68	61	33
	100点換算(得点合計/126)	59	56	63	50	27	66	36	54	48	26
	備考(食糧費、旅費)			は開示決定書と県の回答							

第一回全国情報公開度ランキング・都道府県 採点表

		41.佐賀	42.長崎	43.熊本	44.大分	45.宮崎	46.鹿児島	47.沖縄
1	懇談会県側出席者の記載欄の存在・公開	×	×	×	×人数のみ	×	××	
	(10点)	3	3	3	1	3	0	4
2	懇談会相手方省庁名等、肩書、氏名記載欄の存在・公開	×	×	×	×人数のみ	×	××	
	(10点)	3	3	3	1	3	0	4
3	懇談場所(債権者)の記載・公開	×	×	×	×債権者	×債権者	×債権者	
	(5点)	2	2	2	2	2	2	5
4	懇談目的記載欄・公開	×	×	一般的	×	×	一般的	
	(3点)	1	1	2	1	1	2	2
5	請求書の内訳の記載		×					
	(10点)	3	0	3	10	10	10	5
	食糧費関係(小計)(38点)	12	9	13	15	19	14	20
6	出張者名の公開	×	×	×	×	×	×	
	(20点)	0	0	0	0	0	0	20
7	出張目的の記載							
	(3点)	3	3	3	3	3	3	3
8	復命書の中身の公開					×		
	(15点)	5	5	5	5	0	5	15
	出張旅費関係(小計)(38点)	8	8	8	8	3	8	38
9	コピー代	30	30	30	30	30	20	20
	(40点)	10	10	10	10	10	20	20
10	請求から開示までの期間	58	45	62	59	58	44	19
	(10点)	0	5	0	0	0	5	10
11	条例の運用・審査会答申への姿勢・窓口対応等	請求書不受理等		請求文書作成多数	他の復命書の非開示等		不当な文書破棄	
	(-10点)	-10		-1	-4		-7	
12	閲覧手数料							
	(-20点)	0	0	0	0	0	0	0
13	情報公開条例の未制定(-20点)							
	得点合計(126点)	20	32	30	29	32	40	88
	100点換算(得点合計/126)	16	25	24	23	25	32	70
	備考(食糧費、旅費)		とも情報公開窓口調査					とも情報公開窓口調査

ランキング政令市/97.2.4訂正版

		1.札幌	2.仙台	3.千葉	4.横浜	5.川崎	6.名古屋	7.京都	8.大阪	9.神戸	10.広島	11.北九州	12.福岡
1	懇談会市側出席者の記載欄の存在・公開		所属・ 人数のみ		××		××			××		×	×人数のみ
	(10点)	10	4	10	0	10	0	10	10	0	10	1	1
2	懇談会相手方省庁名等、肩書、氏名記載欄の存在・公開	×	所属・ 人数のみ	×	××	省庁名	××		×	××	×	×	×人数のみ
	(10点)	1	4	3	0	5	0	5	3	0	3	1	1
3	懇談場所(債権者)の記載・公開	×		×	債権者		×債権者					×	×債権者
	(5点)	2	5	2	5	5	2	5	5	5	5	2	2
4	懇談目的記載欄・公開			×	××		××						
	(3点)	2	3	1	0	3	0	2	3	3	2	2	3
5	請求書の内訳の記載				×				×	×	×		
	(10点)	3	10	10	0	10	10	10	0	0	0	10	10
食糧費関係(小計)(38点)		18	26	26	5	33	12	32	21	8	20	16	17
6	出張者名の公開												
	(20点)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
7	出張目的の記載												
	(3点)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
8	復命書の中身の公開		資料のみ						×		事例なし (平均値)		
	(15点)	5	5	15	15	15	15	5	0	15	9	5	15
出張旅費関係(小計)(38点)		28	28	38	38	38	38	28	23	38	32	28	38
10	コピー代	20	20	20	30	30	30	20	20	30	20	20	20
	(40点)	20	20	20	10	10	10	20	20	10	20	20	20
11	請求から開示までの期間	30日以内	17	30	29	24	24	17	43	21	24	24	42
	(10点)	10	10	10	10	10	10	10	5	10	10	10	5
	条例の運用・審査会答申への姿勢・窓口対応等								窓口で勝手に 請求文書を限定				
	(-10点)								-4				
	閲覧手数料			200	300							200	300
	(-20点)			-20	-20							-20	-20
情報公開条例の未制定(-20点)													
得点合計(126点)		76	84	74	43	91	70	90	65	66	82	54	60
100点換算(得点合計/126)		60	67	59	34	72	56	71	52	52	65	43	48
備考(食糧費、旅費)		とも情報公開窓口調査		とも情報公開窓口調査	情報公開窓口調査	とも情報公開窓口調査		は情報公開窓口調査			情報公開窓口調査		

政令市公開度順位表（97.2.4福岡を訂正）

順位	政令市名	100点換算得点 （獲得ポイント合 計 / 126）	獲得ポイント （満点126）	備考（食糧費、旅費）
1	川崎	72	91	とも情報公開窓口調査
2	京都	71	90	は情報公開窓口調査
3	仙台	67	84	
4	広島	65	82	情報公開窓口調査
5	札幌	60	76	とも情報公開窓口調査
6	千葉	59	74	とも情報公開窓口調査
7	名古屋	56	70	
8	神戸	52	66	
9	大阪	52	65	
10	福岡	48	60	
11	北九州	43	54	
12	横浜	34	43	情報公開窓口調査
	平均	57	71	

* 同点の場合はポイントによった。

政令市・懇談会+旅費公開度順位表

順位	政令市名	懇談会関係 (満点38点)	出張旅費関係 (満点38点)	懇談会+出張 旅費総得点	備考(食糧費、旅費)
1	川崎	33	38	71	とも情報公開窓口調査
2	千葉	26	38	64	とも情報公開窓口調査
3	京都	32	28	60	は情報公開窓口調査
4	福岡	17	38	55	
5	仙台	26	28	54	
6	広島	20	32	52	情報公開窓口調査
7	名古屋	12	38	50	
8	札幌	18	28	46	とも情報公開窓口調査
8	神戸	8	38	46	
10	大阪	21	23	44	
10	北九州	16	28	44	
12	横浜	5	38	43	情報公開窓口調査
平均				52	

政令市部門別（懇談会）公開度順位表

順位	政令市名	懇談会関係 (満点38点)	備考
1	川崎	33	情報公開窓口調査
2	京都	32	情報公開窓口調査
3	仙台	26	
3	千葉	26	情報公開窓口調査
5	大阪	21	
6	広島	20	
7	札幌	18	情報公開窓口調査
8	福岡	17	
9	北九州	16	
10	名古屋	12	
11	神戸	8	
12	横浜	5	

平均 20

政令市部門別（出張旅費）公開度順位表

順位	政令市名	出張旅費 関係(満 点38点)	備考
1	川崎	38	情報公開窓口調査
1	千葉	38	情報公開窓口調査
1	名古屋	38	
1	神戸	38	
1	福岡	38	
1	横浜	38	情報公開窓口調査
7	広島	32	情報公開窓口調査
8	京都	28	
8	仙台	28	
8	札幌	28	情報公開窓口調査
8	北九州	28	
12	大阪	23	

平均 33

情報公開度ランキング採点基準（別表6）

[食糧費関係](38点)

1 懇談会県側出席者の記載欄の存在・公開(10点)

存在かつ公開	10点
存在かつ不十分な公開(肩書きのみなど)	5点
不十分な記載欄の存在(所属・人数など)かつその公開	4点
× 存在かつ非公開(人数のみは非公開扱い)	3点
× 不十分な記載欄の存在かつ非公開	1点
×× 記載欄自体不存在	0点

2 懇談会相手方省庁名等、肩書き、氏名記載欄の存在・公開(10点)

1に準じる。

3 懇談場所(債権者名)の記載欄の存在・公開(5点)

存在かつ公開	5点
× 存在かつ非公開	2点
×× 記載欄自体不存在	0点

4 懇談目的記載欄の存在・公開(3点)

存在かつ公開	3点
一般的記載は存在しかし一般的記載のままで公開	2点
存在するが不十分な公開	2点
× 存在かつ非公開	1点
×× 記載欄自体不存在	0点

5 請求書の内訳の記載の公開(10点)

公開	10点
不十分な公開(請求書によってまちまちなど)	3点
× 非公開	0点

[出張旅費関係](38点)

6 出張者の氏名の公開(20点)

公開	20点
× 非公開	0点

7 出張目的の公開(3点)

公開		3点
記載のあるものとなないものがある	1点	
× 非公開		0点

8 復命書の中身の公開 (15点)

公開		15点
復命書の中身の公開が不十分		5点
× ほとんど非公開		1点
× 完全非公開		0点

9 コピー代 (40点)

40点 - コピー代金(円) = 得点

たとえば、コピー代が1枚30円なら、 $40 - 30 = 10$ 点

10 請求から開示までの期間 (10点)

たとえば、12月1日に情報公開請求をして12月11日に「12月21日に公開します」との開示決定が出た場合、12月1日から12月21日までの20日間となる。ただし、請求者側の都合で公開日が遅くなった場合はその分差し引く。

30日以内	10点
31日から49日	5点
50日以上	0点

[減点事項]

11 条例の運用、審査委員会の決定に対する姿勢、窓口対応など (-10点まで)

条例の運用状況について、各地のオンブズマンなど、実際に請求した人に聞いてみた。文書の改竄があった、窓口で10数枚もの請求書を書かされたり、当該文書はないなどと受理を拒絶された、などの違法、著しい不当は-10、審査会決定を無視した、施行前の文書の公開に応じない等公開に著しく後ろ向きな姿勢は-7、他の資料では非公開であったなどの場合は-2を目安として、各地と協議して決定した。

12 閲覧手数料 (-20点まで)

一決済文書あたりの閲覧手数料を常に徴収する場合には、手数料の金額如何に関わらず、マイナス20点とする。ただし、公益目的の場合に閲覧手数料を免除する場合には、濫用のおそれを考慮して-10とした。

まとまった文書一冊につき閲覧手数料を徴収する場合はマイナス5点とする。

13 情報公開条例の未制定 (-20点)

情報公開条例を制定せず、要綱で運用しているところは一律マイナス20点とする。(条例がなければ、不服申立もしようがないから。)

以上